

議案第11号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平井 竜一

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市職員の勤務時間に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

- (1) 逗子市職員の勤務時間に関する条例（昭和47年逗子市条例第8号）
- (2) 逗子市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和35年逗子市条例第13号）
- (3) 逗子市臨時職員の給与に関する条例（昭和31年逗子市条例第10号）
- (4) 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成21年逗子市条例第3号）
- (5) 逗子市職員退隠料条例（昭和28年逗子市条例第6号）
- (6) 逗子市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年逗子市条例第5号）

(逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (7) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号

の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）が一部改正されることに伴い、関係条例の整理をする要あるため提案する。